

(4) 電子タグ以外の光学タグ(2次元バーコード)を使用する方法

視覚障がい者向けサービスの場合、トイレのIDを格納するタグとしては、非接触で読み取ることが望ましい。そこで、電子タグの使用を前提としてきたが、携帯電話にリーダーが内蔵されたものが実用化されていないために実現する上で制約がある。そこで、最近普及している光学タグ(2次元バーコード等)に着目してみる。

視覚障がい者には2次元バーコードを捉えるのは困難であると予測されるが、2次元バーコードの横に突起等触覚で認識できるマークを添付することでクリアできれば、今回の試験システムがタグの変更だけでそのまま活用でき、実用化の可能性はある。

## 6.2 提供する情報及び提供方法

(1) 個室に誘導するまでの情報

個室に至るまでの経路では、盲導犬による補助や、介助者の助けにより移動は可能であるが、連続的に情報取得できれば更に便利で、単独行動の支援になる。例えば次のような箇所に電子タグの設置が考えられる。ただし、この場合電子タグと貼り付け位置について、分かりやすいルールが存在することが条件である。

- ・建物入り口に設置し、トイレの場所を案内する
- ・トイレ共通入り口に設置し、男女の場所を案内する
- ・トイレ共通入り口に設置し、個室の配置レイアウトや形式、個室数を案内する

(2) トイレ個室以外の場所での個室内情報

個室で得られる情報を予め外出前に取得できるようにする。行き先の周辺のトイレ個室の様子を事前にわかり、使い勝手を知った上で外出できる。事前に携帯電話に情報を取得しておき、現地では再生するだけで利用できる。もちろん、現地でも同じ情報が取得できるよう電子タグの貼り付けも必要である。これらはWeb上に情報提供することで可能である。

(3) 個室案内のあるトイレの分布マップ

トイレ使用が安心か否かが視覚障がい者の外出の可否に大きく影響することから、どのトイレに個室案内があるのかが事前に分かることが、外出支援となる。

(4) 個室案内を知らせるマーク

シンボルマークを作成し、建物やトイレ、個室の入り口や電子タグの上などに設置することで、個室情報を音声で案内するトイレであることを広く知らせることができる。シンボルマーク作成にあたっては、障がいの有無にかかわらず、すべての人に対して認知させるための工夫が必要である。例えば黒地に白抜き文字を使用する、凹凸を付けるといった視覚障がい者が認知しやすいような工夫や、身体障がい者の国際シンボルマークと併記するといった工夫などが必要になる。